

平成19年3月7日（水曜日）

議 事 日 程

平成19年3月7日 午前9時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 舟橋村副村長の定数条例制定の件
- 日程第4 議案第2号 舟橋村議会議員及び舟橋村長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定の件
- 日程第5 議案第3号 舟橋村長期継続契約を締結することができる条例制定の件
- 日程第6 議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第7 議案第5号 舟橋村特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例一部改正の件
- 日程第8 議案第6号 舟橋村の職員の給与に関する条例一部改正の件
- 日程第9 議案第7号 舟橋村特別会計条例一部改正の件
- 日程第10 議案第8号 舟橋村高額療養費貸付条例及び舟橋村高額療養費の貸付基金の設置及び管理に関する条例廃止の件
- 日程第11 議案第9号 平成18年度舟橋村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第10号 平成18年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第11号 平成18年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第12号 平成18年度舟橋村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第13号 平成19年度舟橋村一般会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成19年度舟橋村土地取得事業特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 平成19年度舟橋村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 平成19年度舟橋村宅地造成事業特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 平成19年度舟橋村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 平成19年度舟橋村老人保健事業特別会計予算

- 日程第21 議案第19号 村道の路線認定の件
日程第22 議案第20号 舟橋村教育委員会委員任命の件
日程第23 議案第21号 富山地区広域圏事務組合理約の変更の件
日程第24 議案第22号 富山県市町村会館管理組合理約の変更の件
日程第25 議案第23号 富山県市町村総合事務組合理約の変更の件
日程第26 議案第24号 三郷利田用水市町村組合理約の変更の件
日程第27 議案第25号 常願寺川右岸水防市町村組合理約の変更の件
日程第28 議案第26号 中新川広域行政事務組合理約の変更の件

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（7名）

- 1番 竹島貴行君
2番 前原英石君
3番 三鍋芳男君
4番 嶋田富士夫君
5番 竹島ユリ子君
6番 中田文夫君
8番 堀田一俊君

欠席議員（1名）

- 7番 吉田清君
-

説明のため出席した者の職・氏名

- 村長 金森勝雄君
収入役 田鍋司君
教育長 塩原勝君
総務課長 古越邦男君
住民環境課長 高畠宗明君
出納室長 笠田恵雄君

代表監査委員 平 野 正 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 吉 田 昭 博

午前 9時10分 開会

開 会 の 宣 告

議長(中田文夫君) ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、平成19年3月舟橋村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長(中田文夫君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 竹 島 貴 行 君

2番 前 原 英 石 君

を指名します。

会 期 の 決 定

議長(中田文夫君) 日程第2 会期決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月9日までの3日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中田文夫君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月9日審議終了までとすることに決定しました。

議 案 第 1 号 から 議 案 第 2 3 号 まで

議長(中田文夫君) 日程第3 議案第1号 舟橋村副村長の定数条例制定の件、日程第4 議案第2号 舟橋村議会議員及び舟橋村長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定の件、日程第5 議案第3号 舟橋村長期継続契約を締結することができる条例制定の件、日程第6 議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、日程第7 議案第5号 舟橋村特別職

の職員の給与並びに旅費に関する条例一部改正の件、日程第 8 議案第 6 号 舟橋村の職員の給与に関する条例一部改正の件、日程第 9 議案第 7 号 舟橋村特別会計条例一部改正の件、日程第 10 議案第 8 号 舟橋村高額療養費貸付条例及び舟橋村高額療養費の貸付基金の設置及び管理に関する条例廃止の件、日程第 11 議案第 9 号 平成 18 年度舟橋村一般会計補正予算（第 6 号）、日程第 12 議案第 10 号 平成 18 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、日程第 13 議案第 11 号 平成 18 年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 14 議案第 12 号 平成 18 年度舟橋村老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 15 議案第 13 号 平成 19 年度舟橋村一般会計予算、日程第 16 議案第 14 号 平成 19 年度舟橋村土地取得事業特別会計予算、日程第 17 議案第 15 号 平成 19 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計予算、日程第 18 議案第 16 号 平成 19 年度舟橋村宅地造成事業特別会計予算、日程第 19 議案第 17 号 平成 19 年度舟橋村簡易水道事業特別会計予算、日程第 20 議案第 18 号 平成 19 年度舟橋村老人保健事業特別会計予算、日程第 21 議案第 19 号 村道の路線認定の件、日程第 22 議案第 20 号 舟橋村教育委員会委員任命の件、日程第 23 議案第 21 号 富山地区広域圏事務組合規約の変更の件、日程第 24 議案第 22 号 富山県市町村会館管理組合規約の変更の件、日程第 25 議案第 23 号 富山県市町村総合事務組合規約の変更の件、日程第 26 議案第 24 号 三郷利田用水市町村組合規約の変更の件、日程第 27 議案第 25 号 常願寺川右岸水防市町村組合規約の変更の件、日程第 28 議案第 26 号 中新川広域行政事務組合規約の変更の件まで 26 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中田文夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号から議案第 26 号まで 26 議案を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

（提案理由の説明）

議長（中田文夫君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 皆さんおはようございます。

本日、平成 19 年 3 月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私と

もご多忙の中、ご出席を賜り深く感謝申し上げます。

本日の定例村議会に提出いたしました案件の説明に先立ちまして、村政運営につきまして、施政方針の一端を申し上げます。

平成17年1月村長に就任して以来、早くも2年余りが経過いたしました。この間私は、平成13年度に策定された総合計画基本構想のテーマであります「自然・人・地域がきらめくむら舟橋」の実現に向け、村議会をはじめ村民の皆さんのご意見を十分施策に反映できるよう努めてまいりました。

ご周知のとおり、地方財政はようやく国の三位一体改革の全容が明らかになり、新年度から本格的な税源移譲へと移行してまいりますが、交付税制度の改革に伴う影響額は、税源移譲額を考慮しても非常に大きく、今後とも大変厳しい財政状況が懸念されるところであります。

このような財政事情の中で、本村を持続発展可能にするためには、住民ができることは住民が、行政が行うことは行政が、それぞれの役割分担により行財政運営を推進していくことが肝要であると考えております。私はこの本旨に沿った協働型社会（自治体）の形成づくりを当村の総合計画後期基本計画の最大のテーマに掲げまして、今後のむらづくりに取り組んでまいり所存であります。何とぞ議員並びに村民各位の温かいご支援とご理解をお願いする次第であります。

次に、平成19年度の村政運営の基本方針について申し上げます。

今般、予算編成にあたりましては、さきにも述べましたが、総合計画後期基本計画の最大のテーマである協働型社会の確立実現に向けて取り組むことを基本にいたしまして、住民ニーズに即した行政サービスを展開するため、最少の経費で最大の効果が生まれるよう、「魅力あるむらづくりに向けて」「安全で安心して暮らせるむらづくりに向けて」「未来を拓く人づくりに向けて」「水と緑を育むむらづくりに向けて」「簡素で小回りのきく行財政づくりに向けて」を5つの柱といたしまして取り組んでまいり所存であります。

第1に「魅力あるむらづくりに向けて」であります。

日本一小さな自治体としての自覚・連帯感づくりに向けて、村民公募による村民憲章の制定、地域振興のさらなる活性化を目的にコミュニティ振興交付金の拡充を図り、今後も住民の皆さんと直接対話を重視いたしまして、定期的にタウンミーティングを継続いたします。また住民・地域・行政の連携による景観環境保全活動といたしまして、舟

橋村クリーン月間を設定し、実施することにしております。

第2に「安全で安心して暮らせるむらづくりに向けて」であります。

地域の安全対策の確立に向けて、洪水対策のためにハザードマップを作成いたします。また、災害対策に向けて、毛布、スコップなど災害時用品を備蓄いたします。一方、地域と行政の相互の緊密な活動によりまして、良好な地域社会の維持及び形成を図るため、地域防犯体制を確立いたします。さらには、生活道路の補修や幹線村道の改良に着手するとともに、地域が主体となって事業を展開いたします除雪作業を生活道路モデル事業として実施いたします。

第3に「未来を拓く人づくりに向けて」であります。

学童保育施設の指導者や保育所臨時保育士を増員いたしまして、子育て支援体制の充実を図るとともに、4歳から就学前児童を対象に乳児医療費助成事業を継続して実施いたします。小学校では、村単講師の常勤化やALTの配置を行います。また、中学校では、新コンピューターシステム導入による教育環境の充実を図ることにしております。

第4に「水と緑を育むむらづくりに向けて」であります。

非農家・農家の連携した共同活動による地域づくりを推進するため、農地・水・環境保全向上対策事業を実施いたします。また、特産品研究開発や担い手育成支援、さらには集落営農の推進等農業振興事業を継続して実施いたします。

第5に「簡素で小回りのきく行財政づくりに向けて」であります。

副村長制の導入によりまして、行政運営の効率化並びに職員管理体制の強化を図ってまいります。また、各種事務・事業の徹底した見直しや職員自らが、庁舎敷地等の維持管理を行う等支出の削減に努めるとともに、定員管理計画を上回る職員減により人件費の縮減を図ってまいり所存であります。

それでは、本日提案しております案件につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 舟橋村副村長の定数条例制定の件につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、19年4月より導入を予定しております副村長の定数を1人とする条例を制定するものであります。

議案第2号 舟橋村議会議員及び舟橋村長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定の件につきましては、選挙人名簿登録者数も2,000名を超える中、選挙公報だけでは候補者の顔もよくわからないとのご意見等を踏まえ、今後の村議会議員及び村長選挙でもポスター掲示ができるよう条例制定を行うものでございます。

議案第 3 号 舟橋村長期継続契約を締結することができる条例制定の件につきましては、地方自治法の規定に基づき長期継続契約することが有利と見込まれる事業につきまして複数年契約できるよう条例制定をお願いするものであります。

議案第 4 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきましては、法改正により標記方法等が変更となりました箇所について、関係する条例の一部を一括して改正するため、制定するものであります。

議案第 5 号 舟橋村特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例一部改正の件につきましては、4 月から導入予定の副村長の給与について、舟橋村特別職等報酬審議会の答申をいただきましたので一部改正をお願いするものであります。

議案第 6 号 舟橋村の職員の給与に関する条例一部改正の件につきましては、昨秋の県人事委員会勧告に基づき、管理職手当の定額化と扶養手当の改定を新年度から実施いたしたく、条例一部改正をお願いするものであります。

議案第 7 号 舟橋村特別会計条例一部改正の件、議案第 8 号 舟橋村高額療養費貸付条例及び舟橋村高額療養費の貸付基金の設置及び管理に関する条例廃止の件につきましては、健康保険法の一部改正に伴い、この 4 月から 70 歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化が図られるため、舟橋村高額療養費貸付事業特別会計を廃止し、関連する高額療養費貸付条例及び高額療養費の貸付基金条例もあわせて廃止するものであります。ご理解賜りますようお願いいたします。

議案第 9 号 平成 18 年度舟橋村一般会計補正予算（第 6 号）につきましては、既定の予算に 5,284 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 12 億 8,116 万 3,000 円とするものであります。

今回の補正は、財政の健全化に努めた結果、歳入では交付税の増額や繰越金等により新たに約 5,000 万円余りの財源が確保されたため、当初予算で計上していました 1,300 万円の財政調整基金の取り崩しを中止し、さらに歳出では財政調整基金の積み立てに 2,000 万円、村債の繰上償還に 4,000 万円強を計上することができました。今後も歳出削減に努め、健全財政を堅持してまいりたいと考えております。

議案第 10 号 平成 18 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、既定の予算に 969 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 7,285 万 2,000 円とするものであります。今回の補正は、健康保険事業事業費の精査に伴い保険給付費等の補正をお願いするものであります。

議案第11号 平成18年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の予算から156万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,536万3,000円とするものであります。

今回の補正は、一般会計からの繰り入れをやめるなど、独立会計である簡易水道会計の健全化を図るための補正であります。

議案第12号 平成18年度舟橋村老人保健事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の予算から2,887万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,917万6,000円とするものであります。

今回の補正は、医療費動向等を見極め、事業費の精査に伴う補正であります。

議案第13号から議案第18号までの6議案は、平成19年度一般会計予算並びに各特別会計予算であります。

議案第13号 平成19年度舟橋村一般会計予算額は12億4万4,000円で、前年度に比べ1,392万3,000円、率にして1.2%の増となっております。

地方分権の進展と三位一体の改革による補助金及び地方交付税の削減からさらに一歩進んだ国財政の健全化等を背景に、地方財政改革が大きく進められているため、村財政環境も引き続き大変厳しい状況下に置かれております。

歳入面では、個人村民税は、税源移譲、納税者の増加、緩やかな経済回復基調と税制改正による増収等で、対前年度比10.5%増の3億9,276万円を計上いたしました。また、歳入で最もウエートを占める地方交付税は、政府の「骨太方針2006」に「簡素な新しい基準による交付税の算定を行うこと」が明記されまして、人口と面積を基本に算定される新型交付税の影響が大変心配されたところでございますが、2,000万円減の4億3,700万円を見込みまして計上した次第であります。

一方、改革により所得譲与税の皆減や国県支出金等も減額されたため、繰入金2,000万円、繰越金1,113万5,000円と、村債8,700万円を計上いたしました。

歳出面では、地方自治法改正に伴う組織改革、徹底した経費の見直し等による義務的経費の削減、住民ニーズに即した生活中心予算とし、最少の経費で最大の効果が生まれるよう努めたところであります。

主な事業といたしまして、魅力あるむらづくり事業では、日本一小さな自治体として将来にわたり住民との協働社会づくりをうたい上げようと「村民憲章」に20万円、新

年度から後期総合計画もスタートするため、さらなる自治会活動活性化に向け、「クリ
ーン月間」事業の創設を含めたコミュニティ振興交付金に203万5,000円。

安全で安心して暮らせる村づくり事業として、立山町との共同事業によるハザードマ
ップ作成380万8,000円、幹線道路・生活道路を含めた道路改良補修事業に3,
500万円、モデル地区に小型除雪機を貸し出しする生活道路除雪モデル事業90万円。

未来を拓く人づくり事業では、小学校の耐震工事に向けた設計費用301万5,00
0円、小学校ALT配置30万8,000円、中学校コンピューターシステム更新27
5万9,000円、チャレンジデイ2007・文化スポーツクラブ育成も引き続き実施
いたします。

水と緑を育む事業では、国の新制度である農地・水・環境保全向上対策事業に136
万6,000円、担い手育成、特産品の研究開発に取り組む農業振興事業に232万5,
000円、集落営農推進事業といたしまして70万円それぞれ計上いたしました。

議案第14号 平成19年度舟橋村土地取得事業特別会計予算額は、昨年度と同額の
31万1,000円で、前年度繰越金を充当いたしております。

議案第15号 平成19年度舟橋村国民健康保険事業特別会計予算額は1億6,30
3万3,000円で、前年度に比べ3,392万6,000円、率にいたしまして26.
3%の増となっております。この要因は、一般分・退職分被保険者の療養給付費が増加
すると見込まれること、老人保健拠出金に加え、新たに保険財政共同安定化事業拠出金
が増加したことによるものであります。

議案第16号 平成19年度舟橋村宅地造成事業特別会計予算額は、昨年度とほぼ同
額の20万3,000円で、前年度繰越金を充当いたしております。

議案第17号 平成19年度舟橋村簡易水道事業特別会計予算額は、4,528万3,
000円で前年度に比べ431万5,000円、率にして8.7%の減額となっております。
主な要因は、浄水場内工事費の減額によるものであります。

議案第18号 平成19年度舟橋村老人保健事業特別会計予算額は、1億2,815
万1,000円で、前年度に比べ3,450万5,000円、率にして21.2%の減
となっております。この要因は、老人医療給付費の支払いに要する費用が大幅減となり、
ルール計算に基づく国・県負担額も少なくなるためであります。

議案第19号 村道の路線認定の件につきましては、道路法第8条第2項の規定によ
り、舟橋駅地下自由通路線の認定をお願いするものであります。

議案第20号 舟橋村教育委員会委員任命の件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、

舟橋村竹鼻103番地 古川 壽 加 子 さん
の任命同意をお願いするものであります。

議案第21号 富山地区広域圏事務組合規約の変更の件、議案第22号 富山県市町村会館管理組合規約の変更の件、議案第23号 富山県市町村総合事務組合規約の変更の件、議案第24号 三郷利田用水市町村組合規約の変更の件、議案第25号 常願寺川右岸水防市町村組合規約の変更の件、議案第26号 中新川広域行政事務組合規約の変更の件の6議案につきましては、地方自治法の一部改正により、「副市町村長」「会計管理者」制度が導入されることに伴い、必要な改正を行うものでございます。

以上、簡単に提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

よろしく願い申し上げます。

議長（中田文夫君） 提案理由の説明が終わりました。

散 会 の 宣 告

議長（中田文夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前 9時40分 散会